

令和2年第10回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和2年10月26日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和 2 年 第 1 0 回 東 申 良 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 2 年 1 0 月 2 6 日							
東 申 良 町 役 場 委 員 会 室 (3 階)							
開催の日時 及び宣言	開会	令和 2 年 1 0 月 2 6 日 午前 1 0 時 0 0 分				議長	堅 山 秋 敏
	閉会	令和 2 年 1 0 月 2 6 日 午前 1 0 時 4 0 分				議長	堅 山 秋 敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数 7 名 欠席数 0 名 出席○ 欠席×	○	1	鶴 丸 千 尋	○	5	谷 口 憲 三	
	○	2	福 岡 み どり	○	6	木 佐 貫 一 孝	
	○	3	吉 ヶ 崎 弘 一	○	7	大 村 教 男	
	○	4	堅 山 秋 敏		8		
最適化推進 委員	○		稲 村 照 隆	○		町 永 次 男	
	○		上 池 勝 彦	○		松 留 和 江	
出席数 名	○		内 村 初 子	○		松 留 立 美	
	○		村 吉 博 美	○		杉 木 秀 幸	
会議録署名委員	1 番	鶴 丸 千 尋		2 番	福 岡 み どり		
出席した事務局職員	局長, 次長	前 田 秀 一 駿 河 崎 哲 郎		書記	堀 内 和 代 出 水 翔 太		
会議に 付した 事項	<p>日程第 1 議案第 5 6 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について</p> <p>日程第 2 議案第 5 7 号 非農地証明願による申請について</p> <p>日程第 3 議案第 5 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第 4 議案第 5 9 号 農地あっせん委員の選任について</p>						

開 会 午前10時00分

議 長（堅 山）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

定足数に達しておりますので、東申良町農業委員会令和2年第10回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1番鶴丸委員と2番福岡委員をお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸借の合意解約が3件、3筆ありました。明細書につきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。
発言される方は、必ず議長の許可を受けてから、マイクを持って発言くださるようによろしくお願いいたします。

◆日程第1 議案第56号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議 長（堅 山）

日程第1 議案第56号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転5件、賃借権3件、使用貸借権1件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いしたいと思いますが、資料2ページの所有権移転の196番につきましては、譲渡人が内村委員に関する事項となっておりますので、先に質疑をさせていただきたいと思います。

東申良町農業委員会会議規則第25条によりまして、委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので内村委員に退席をお願いいたします。

(内村委員退席)

議 長 (堅 山)

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 (堀 内)

まず、先にお断りいたしますが、これまで議案の内容を1件ごとに読み上げておりましたが、議事の時間短縮や説明内容の変更のため形式を変えてご説明したいと思いますので、ご了承ください。

それでは、説明いたします。

2ページをお開き下さい。

まず、所有権移転の196番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による移転でございます。

議 長 (堅 山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 (堅 山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (堅 山)

異議なしと認めます。

内村委員の入室を認めます。

(内村委員入室)

議 長 (堅 山)

引き続き、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 (堀 内)

それでは説明いたします。

まず、所有権移転の192番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による移転でございます。

次に193番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は大阪府の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆 2, 153 m²の売買による移転でございます。

次に194番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による移転でございます。

次に195番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計4筆 2, 116 m²の売買による移転でございます。

次に196番に関しましては、先ほど承認をいただきましたので省略させていただきます。

続きまして、3ページをお開きください。

賃貸借の197番、借人は川東の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計3筆 1, 024 m² 更新5年の利用権設定でございます。

次に198番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計3筆 1, 903 m² 更新5年の利用権設定でございます。

次に199番、借人は川東の〇〇さん、貸人は大阪府の〇〇さん、申請地議案書に記載されているとおりで、更新5年の利用権設定でございます。

続きまして、4ページをお開き下さい。

使用貸借の200番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は福岡県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5年の利用権設定でございます。

続きまして、農地中間管理事業による農地中間管理権につい

て説明をいたします。

資料の 5 ページから 6 ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、貸出件数 16 件、借受件数 10 件で、総面積 46, 017 m² であり、利用権の種類は、賃借権 14 件、使用貸借権 2 件で鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容でございます。

以上でございます。

議 長（堅 山）
ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）
異議なしと認めます。

よって、日程第 1 議案第 5 6 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました。

◆ 日程第 2 議案第 5 7 号 非農地証明願いによる申請について

議 長（堅 山）

次に日程第 2 議案第 5 7 号 非農地証明願いによる申請について議題といたします。

今回は申請が 1 件あります。
資料の 8 ページの〇〇さんからの申請につきましては現地調査

を行っておりますので、その結果を谷口委員長によろしくお願い致します。

(谷口委員長現地調査報告)

申請地、現地調査を行いました。申請人は〇〇さんの方ですが、代理人の方がお見えになりました。ここはですね、岩重医院の前でして、古い話になりますけど、この一画6件ぐらい昔、製材屋さんが開発して分譲をしたと聞いております。

各一軒づつはですね多分、畑だったところを住宅地に変えられた、ところが〇〇さんだけが変えられてない状態でずっときていたと話を聞いています。なぜそういうことになったのか、他は多分、家を建てる時に公的資金を借りられている、土地を変えなければ申請を受けられなかった、ところが、〇〇さんだけが自己資金ですべてやられたということである。畑を宅地に変える必要がなかったもので、そのままになっているという話がありまして、実際に家も建っていますし、非農地であるということにさせていただきました。以上です。

議長 (堅山)
ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 (堅山)
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (堅山)
異議なしと認めます。
よって、本案は非農地として承認することに決しました。

以上で日程第2 議案第57号 非農地証明願いによる申請についての審議を終えたいと思います。

◆日程第3 議案第58号 農地法第5条第1項の規定による農地転

用許可申請について

議長（堅山）

次に、日程第3 議案第58号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、を議題といたします。

今回は1件の申請がございます。

13ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を吉ヶ崎委員長よりしくお願いいたします。

（吉ヶ崎委員長現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和2年10月20日火曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。出席したのは委員として、自分と松留立美推進委員、事務局から前田局長、出水主事、関係者として、借人の〇〇さんと、貸人の〇〇さん、〇〇さんのご主人が出席されました。

今回の転用における申請人は、鹿屋市在住の、〇〇さんで、申請地は、川東濱脇ノ前 4378番1 畑 他1筆 計2筆で農地面積は1,011㎡になります。場所は大石興業の南に位置します。農地区分としては農地の広がりがあるため第1種農地に該当すると思われ、転用の目的は申請地の土壌改良を目的とした砂利採取で実現は確実だと思われ、

また農地の面積は現在1,011㎡で、周囲の環境などからも特に問題はないと思われ、また周囲の農地への影響については申請地の北側、東側、西側が農地となっておりますが、距離を2m以上とり、切り土をおこない日照、通風、耕作等への影響をおよぼさないよう被害防除計画書に沿った措置を行うため問題はないと思われ、

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、日程第3 議案第58号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可制度についての審議を終えたいと思います。

◆日程第4 議案第59号 農地あっせん委員の選任について

議 長（堅 山）
次に、日程第4 議案第59号 農地あっせん委員の選任について、を議題といたします。

今回は、売買1件 賃貸借1件の申し出がございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思えます。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議 長（堅 山）
事務局一任という声ございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思えます。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出 水）
それでは、私の方で説明させていただきます。
資料38ページをご覧ください。

それでは最初に、〇〇さんからの農地売買あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は、池之原 供養塚 1020番1田 面積3,664㎡

の農地です。

場所は、38ページ図面にあるとおり、東串良町役場から西側に位置する農地であります。

この農地は現在、〇〇さんの従弟にあたる〇〇さんが管理しているとのことですが、高齢のため管理を行うことが難しくなったためにあっせんの申請を提出されたものであります。

以上で説明を終わらせていただきます

議 長（堅 山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に木佐貫委員と内村委員を指名いたします。

委員長は、木佐貫委員をお願いいたします。

事務局は引き続き説明をお願いいたします。

事 務 局（出 水）

それでは、引き続き説明させていただきます。

資料42ページをご覧ください。

次に〇〇さんからの農地賃借あっせん申し出について説明いたします。

申請地は、新川西 青木ノ元 2062 番 3 畑 面積 827 m²の農地です。

場所は、42ページ図面にあるとおり、東串良町民運動場から西側に位置する農地であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長（堅 山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に福岡委員と村吉委員を指名いたします。

委員長は、福岡委員をお願いいたします。

よって、日程第4 議案第59号 農地あっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議 長（堅 山）
その他に入りたいと思います。
協議会に切り替えます。

○事務局から意見

※11月現地調査：20日（金）
定例総会：25日（水）
申請締切：12日（木）

議 長（堅 山）
他にございませんか。
なければ、本会議に返します。
以上、本日準備しました議案は全部終了しました。
これをもちまして、東串良町農業委員会令和2年第10回農業委員会定例総会を閉会いたします。